

電子的診療情報連携体制整備加算（外来）に係る事項について

当院では令和8年6月の診療報酬改定に伴い新設された電子的診療情報連携体制整備加算を届出しており、以下アからウの通り対応を行っています。

- ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関である。
- イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる保険医療機関である。
- ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している。

医療従事者の負担軽減及び処遇の改善 に関する事項について

医療従事者の処遇改善を目的としたベースアップ評価料 に関する事項

当院は上記内容を目的とし、外来ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱを算定しております。